

## 岡崎市自殺対策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、関係機関及び団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、岡崎市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の特性に応じた自殺対策の取組の方向性に関すること。
- (2) 自殺対策に係る計画の策定に関すること。
- (3) 自殺対策の取組の成果の検証に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) 市民団体等
- (3) 学識経験者
- (4) 行政機関
- (5) 一般公募

3 協議会には、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決とすることによる。

4 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健部健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。